

粉じん作業に係る自主点検について

報告期日 令和6年2月16日(金曜日)まで

本点検について、アーク溶接、金属等研磨、岩石等裁断等の粉じん作業は、作業環境管理や健康管理が適切に行われていなければ、じん肺などの職業性疾病が発生するおそれがあることから、事業場において自主点検を実施していただくことにより、作業環境の改善を図ることなどを目的としたものです。

業務御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴事業場において実施した自主点検結果については、令和6年2月16日(金曜日)までに当署あて報告(メール または 郵送)をお願いします。
なお、粉じん作業の有無にかかわらず(粉じん作業が無い場合も)報告を御願います。

【記入要領】 アーク溶接作業を、工場内と屋外加工場の両方で、週に4日程度、1日あたり2時間程度行っている場合の記入方法

(1)アーク溶接作業の有無	アーク溶接作業 <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有り(有りの場合 <input type="text" value="12"/> 人： <input checked="" type="checkbox"/> 屋外作業 <input checked="" type="checkbox"/> 屋内作業) 作業頻度 <input type="checkbox"/> 毎日・ <input checked="" type="checkbox"/> 週 <input type="text" value="4"/> 日程度・ <input type="checkbox"/> 月 <input type="text" value=""/> 日程度・ <input type="checkbox"/> 年 <input type="text" value=""/> 日程度 1日の作業時間 <input type="checkbox"/> <input type="text" value=""/> 分程度・ <input checked="" type="checkbox"/> <input type="text" value="2"/> 時間程度 作業時間はアーク溶接時のみの時間で、準備作業や休憩等の時間を除いてください。
---------------	---

- ◆ 該当する項目に「」を入れてください。(の位置でクリックするとが入ります。)
- ◆ の箇所は数字を入れてください。(の位置でクリックすると数字を入力できます。)
 - ・ 作業時間については、その作業のみの時間で、準備作業や休憩等の時間を除いてください。
 - ・ 作業者によって時間が異なる場合は、最も長い時間を入力してください。

アーク溶接作業とは

アーク溶接機を用いて金属を溶接する作業のことです。

屋内やタンク等の内部で行う作業のほか、屋外で行う作業についても法規制の対象となり、防じんマスクなどの呼吸用保護具の使用や、じん肺健康診断及び特定化学物質健康診断(溶接ヒューム)の実施が必要となります。

金属等研磨作業とは

グラインダー等の研削工具(動力工具)により、研磨剤を用いて金属等の加工物を研磨やばり取りをする、ショットブラスト等の動力により研磨剤を吹き付けて金属等を研磨する作業のことです。(湿式や水中での研磨を除きます。)

屋内やタンク等の内部で行う作業のほか、屋外で行う作業についても法規制の対象となり、防じんマスクなどの呼吸用保護具の使用や、じん肺健康診断の実施が必要となります。

岩石裁断等作業とは

動力機械により岩石等の鉱物を切断、研磨や、ばり取りをする作業のことです。(湿式や水中での切断を除きます。)

屋内で行う作業のほか、屋外で行う作業についても法規制の対象となり、防じんマスクなどの呼吸用保護具の使用や、じん肺健康診断の実施が必要となります。